

第22号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約にかかる公募型プロポーザルの手続きの開始 ..... 2
- △ 同 ..... 5

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

平成30年3月6日

契約事務受任者  
横浜市総務局長 大久保 智 子

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
新市庁舎における横浜市行政情報ネットワーク設計・構築業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所  
横浜市総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課（関内新井ビル3階）ほか

## 2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」の「細目 A システム開発・保守・運用」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (4) 過去の業務実績において、一つの建物で端末台数6,000台以上の組織\*1が利用するネットワークの設計・構築を行った実績を有すること。
- (5) 過去の業務実績において、端末台数6,000台以上の組織\*1が利用するネットワークにおいて、次のア及びイの実績を有すること。  
ア ネットワーク機器及び統合脅威管理機器を用いた設計・構築  
イ 当該業務の履行に必要なOS及びソフトウェア（Windows Server、Linux、DNS、Active Directory、WSUS、DHCP及びVMware vSphere）を利用したサーバー機器の全てに対する設計・構築

\*1 自治体又は企業、その他団体等の組織。なお、民間企業の持株会社においては連結従業員数を含む。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第3号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
平成30年3月20日午後5時（申出書締切）
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）  
〒231-0017 中区港町1丁目1番地  
横浜市総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課（関内新井ビル3階）
- (4) 前項第3号に規定する登録に係る書類の提出場所  
〒231-0017 中区港町1丁目1番地  
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0017 中区港町1丁目1番地  
横浜市総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課（関内新井ビル3階）

館田、薬王寺 電話 045(307)0316 (直通)

#### 4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

#### 5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限の日まで閲覧に供する。

#### 6 提案書作成要領等の交付方法等

総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課ホームページよりダウンロード可能。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/bid/2017/11008>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

##### (1) 貸出期間

公告日から平成30年4月24日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

##### (2) 貸出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課（関内新井ビル3階）

電話 045(307)0316 (直通)

#### 7 提案書の提出部課及び提出期限

##### (1) 提出期限

平成30年4月24日午後5時（提案書締切）

##### (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

##### (3) 提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課（関内新井ビル3階）

電話 045(307)0316 (直通)

#### 8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の作成者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- (3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出部課の所在地に到着しない提案書
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

#### 9 受託候補者の特定に関する事項

##### (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

##### (2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価のうえ行う。

なお、特定作業において、全ての提案書が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 企業としての信頼性等

イ プロジェクト計画・管理

ウ 業務提案

エ 新市庁舎への無線LAN導入

オ 市内中小企業の活用

カ 提案書の構成

キ 提案者の総合的評価（ヒアリング）

#### 10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担  
提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉  
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 本事業に関する平成30年度予算及び債務負担行為が、横浜市会において議決されることを停止条件とする案件である。予算及び債務負担行為の議決がなされないときは、本プロポーザルは成立しない。
- (6) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Design and construction of network at the new Yokohama city hall
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 20 March, 2018
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 24 April, 2018
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: ICT Infrastructure Management Division, General Affairs Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL 045(307)0316

特定調達契約にかかる公募型プロポーザルの手続きの開始  
次の通り提案書の招聘を行う。

平成30年3月6日

契約事務受任者

横浜市総務局長 大久保 智 子

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
横浜市新市庁舎幹線ネットワーク設計・構築及び情報システム移転支援業務委託 一式
- (2) 事業内容  
募集要項による
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成32年6月30日まで
- (4) 履行場所  
横浜市内及び事業者執務室

## 2 提案者の資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提案者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 参加意向申出書提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成29・30年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：システム開発・保守・運用」の登録のある者。  
または、当該種目及び細目について平成29・30年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）への登載を申請中であり、受託候補者特定の日までに登録が完了している者であること。  
なお、申請中の場合は参加意向申出書の提出時に申請書の写しを添付すること。
- (4) 電気通信工事業における建設業許可を得ていること。
- (5) 接続拠点数250拠点以上又は従業員数もしくは職員数5,000人以上の国又は地方自治体、民間企業、団体が利用するネットワーク（サーバ機器・ネットワーク機器等も含む）の設計又は保守運用した実績を有すること。なお、民間企業の持株会社においては連結従業員数を含む。
- (6) 国又は地方自治体又は民間企業又は団体の中央機能におけるシステム移転計画策定業務及びネットワーク構築（構成検討）業務を、元請として履行した実績があること。  
なお、中央機能とは、本庁舎、区庁舎、本社機能、団体中央のことを指す。また、移転後の専用部面積が概ね5,000㎡以上のものを対象とした業務とする。

## 3 参加表明の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、募集要項に定める名簿登録手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 提出書類及び提出先等  
提案書作成要項による。
- (2) 提出期限  
平成30年3月19日(月)午後5時  
ただし、郵送により提出する場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。）は、3月19日(月)の午後5時までに必ず到達するよう書留郵便で送付すること。なお、募集要項に定める提出書類が全て揃った状態で提出すること。
- (3) 前項第3号に規定する登録に係る書類の提出場所  
〒231-0017 中区港町1丁目1番地  
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (4) 参加意向申出書等の書類の提出先  
〒231-8315 横浜市中区本町6丁目50番地1 横浜アイランドタワー17階  
横浜市総務局総務部管理課 新市庁舎整備担当  
電話 045(633)3901

## (5) 契約条項等に関する問合せ先

〒231-8315 横浜市中区本町6丁目50番地1 横浜アイランドタワー17階  
横浜市総務局総務部管理課 新市庁舎整備担当  
高次、遊亀 電話 045(633)3901

## 4 提案書の提案者の資格の喪失

提案書の提案者の資格確認結果の通知後、本プロポーザルへの参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、提案書を提出することができない。

- (1) 第2項に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 横浜市新市庁舎幹線ネットワーク設計・構築及び情報システム移転支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会の委員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行ったとき。
- (3) 募集要項に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

## 5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る募集要項等は、次項第3号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限の日まで閲覧に供する。

## 6 募集要項等の交付方法等

募集要項、基本仕様書、提案書作成要領、優先交渉権者選定基準等は、横浜市総務局ホームページ局入札等募集案件一覧からダウンロード可能。（<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/bid/bosyu/>）

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。（ただし、上記以外の交付資料については、募集要項に定める。）

## (1) 貸出期間

公告日から平成30年3月19日(月)まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

## (2) 貸出場所

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー17階  
横浜市総務局総務部管理課 新市庁舎整備担当  
電話 045(633)3901

## 7 提案書の提出部課及び提出期限

## (1) 提出部課

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー17階  
横浜市総務局総務部管理課 新市庁舎整備担当  
電話 045(633)3901

## (2) 提出期限

平成30年4月17日（火）午後5時

ただし、郵送により提出する場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。）は、4月17日（火）の午後5時までに必ず到達するよう書留郵便で送付すること。なお、募集要項に定める提出書類が全て揃った状態で提出すること。

## 8 提案書の無効

次の提案書は無効とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して横浜市新市庁舎幹線ネットワーク設計・構築及び情報システム移転支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者
- (9) 第2項に定める提案書提案者の資格を満たさない者が提出したもの

9 提案書の選定に関する事項

- (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング  
提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。
- (2) 提案書選定の方法  
提案書の選定方法は、「横浜市新市庁舎幹線ネットワーク設計・構築及び情報システム移転支援業務委託」受託候補者選定に係る実施要領による。

10 その他

- (1) 提案書の招請手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担  
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結等の交渉  
選定した提案書の提案者に対して、当該事業に係る契約締結等の交渉を行う。
- (5) 本事業に関する平成30年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件である。  
予算の議決がなされないときは、本プロポーザルは成立しない。
- (6) その他詳細は、募集要項による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Design and build up Trunk line Network of New City Hall. And Support of Information Systems Transfer to New City Hall, 1 set
- (2) Time-limit to express interests: 5:00 p.m., 19 Mar., 2018
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00 p.m., 17 Apr., 2018
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: General Affairs Bureau, City of Yokohama, 6-50-1 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-8315 TEL 045 (633)3901